






宮古島 (6) 浴槽水レジオネラ属菌検査

令和 6 年 2 月 2 日

宮古島駐屯地業務隊 管理科

業務隊長 Kawasaki	営繕班長 Kiryama	工事企画 Akahori	管財 Suzuki	給排水 Sawada
				

仕様書

1 件名 宮古島 (6) 浴槽水レジオネラ属菌検査

2 場所 沖縄県宮古島市上野字野原 83-5 陸上自衛隊宮古島駐屯地

3 概要 宮古島駐屯地における浴槽水のレジオネラ属菌検査

4 一般事項

- (1) 請負者は本仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うこと。
- (2) 本役務に際して本仕様書に明記なき事項についても役務実施上当然処置すべき事項は、請負者の負担で実施する。

5 特記事項

- (1) 検査は、公衆浴場における衛生管理要領等について（令和2年12月10日生食発第1210第1号）別添1「公衆浴場における水質基準等に関する指針」及び公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法について（令和元年9月19日衆生衛発0919第1号）に基づき実施する。

- (2) 検査項目及び日程
ア 検査項目及び検査頻度等は下表による。

検査項目	検査頻度	試料数	試料名
・濁度 ・有機物又は過マンガン酸カリウム消費量 ・大腸菌 ・レジオネラ属菌	2回/年 (8月、2月)	各3	・隊員浴場① ・隊員浴場② ・幹部浴場

イ 採取及び検査日程は、官側と協議のうえ決定する。

- (3) 採取及び運搬

ア 採取は、官側で行うこととし、採取に必要な容器等は、請負者の負担において準備するものとする。

イ 請負者は、採取した試料の運搬に係る必要な処置を講ずるものとし、当該事項に係る費用は、請負者の負担とする。

- (4) 請負者は、検査実施後、速やかに検査結果を報告書に取りまとめ、官側に提出する。